

研究指導（ゼミナール）の履修等の取扱いについて

1. 研究指導の履修等

小樽商科大学履修方法等に関する規則 第 8 条

- 昼間コース -

- (1) 研究指導は原則として必修とし 12 単位修得しなければならない。
- (2) 研究指導は毎週 3 時間、3 年次から 2 年間の継続授業で 12 単位（卒業論文含む）、原則として自分の所属する学科あるいは専門共通科目の研究指導を履修する。
- (3) 研究指導は 2 年間の学修と卒業論文を総合して成績評価を受け、単位を認定する。
- (4) 研究指導は半期（前期又は後期）ごと 4 つのユニットによって構成されるものとして取扱う。単位認定を受けるためにはこの 4 つのユニットを満たすことが条件となる。

第 1 ユニット	第 2 ユニット
第 3 ユニット	第 4 ユニット（＋卒業論文）

- 夜間主コース -

- (1) 研究指導は原則として必修とし 8 単位修得しなければならない。
- (2) 研究指導は毎週 2 時間、3 年次から 2 年間の継続授業で 8 単位を履修する。
- (3) 研究指導は 2 年間の学修を総合して成績評価を受け、単位を認定する。
- (4) 研究指導は半期（前期又は後期）ごと 4 つのユニットによって構成されるものとして取扱う。単位認定を受けるためにはこの 4 つのユニットを満たすことが条件となる。

第 1 ユニット	第 2 ユニット
第 3 ユニット	第 4 ユニット

- (5) 卒業論文の単位を修得するためには、研究指導の単位を併せて修得する必要がある。ただし、卒業論文は必修ではない。

2. 研究指導の単位を修得できず留年した場合の取扱い

- (1) 研究指導を 3 年次から 2 年間（第 1～第 4 ユニット）履修し、卒業論文未提出等の理由で、単位を修得できない場合は、小樽商科大学学則に定める卒業要件を満たさないため留年となる。
- (2) (1) により留年した場合は、再度研究指導を半期（第 4 ユニット分）履修しなければならない。なお、前期に履修し、単位を修得した場合は 9 月卒業の対象となるが、後期から履修し、単位を修得した場合は 3 月卒業の対象となる。

3. 留学に伴う研究指導の取扱い

- (1) 研究指導を履修する学生が留学する場合は、留学前に「留学に伴う研究指導の継続承認書」を提出することで、研究指導が継続されているものとみなす。
- (2) 第 4 ユニットに留学した場合、原則、研究指導の単位は認定しない。ただし、第 4 ユニット途中（3 月卒業においては 12 月まで、9 月卒業においては 6 月まで）に帰国した場合において、研究指導教員が認めるときはこの限りでない。

4. 合同ゼミ（3 年次及び 4 年次の研究指導を同時に実施）の取扱い

- (1) 原則として 3 年次対象研究指導においては木曜日 14 時 30 分から 16 時 50 分、4 年次対象研究指導においては火曜日 14 時 30 分から 16 時 50 分に行うこととなっているが、合同ゼミについては、火曜日あるいは木曜日に行う。

5. ノンゼミ（ゼミナール無所属）に関する取扱い

- (1) ゼミナールに所属する者が、ノンゼミへの移行を希望する場合は、指定する期日までに「ノンゼミ移行承認申請書」を提出し、4 年次 4 月の履修登録期間開始までに学科の許可を受けなければならない。なお、「ノンゼミ移行承認申請書」を提出する際は、あらかじめ研究指導教員の承諾を得ること。
- (2) 2 年次におけるゼミナール所属活動の結果、3 年次からノンゼミとなることを希望する場合は、指定する期日までに「ノンゼミ移行承認申請書」を提出し、3 年次 4 月の履修登録期間開始までに学科の許可を受けなければならない。
- (3) 前各号における履修登録期間開始までに学科の許可を受けなければ、原則ノンゼミへの移行は認められない。ただし、特別の事情があると学科が認めるときは、この限りでない。

6. ゼミナール未所属に関する取扱い

- (1) ゼミナールに所属せず前条の手続きを行わない者は、ゼミナール未所属者として取扱う。
- (2) ゼミナール未所属者は、研究指導を履修しておらず、単位を修得することができないため、小樽商科大学学則に定める卒業の要件を満たすことができない。

7. 転ゼミ（所属ゼミナールの変更）に関する取扱い

- (1) 転ゼミを希望する場合は、現研究指導教員及び転ゼミ先の研究指導教員双方から承諾を得た上で「研究指導所属変更願」を提出することでこれを認める。
- (2) 現研究指導教員及び転ゼミ先の研究指導教員双方から承諾を得られない場合は、原則転ゼミは認められない。ただし、特別の事情により現研究指導教員から承諾を得ることができない場合は、転ゼミ先の研究指導教員の承諾をもってこれを認める。

8. 早期卒業に関する取扱い

- (1) 小樽商科大学履修方法等に関する規則第 9 条の 2 第 3 項により早期卒業を希望できる者として認められた場合、研究指導は、3 年次における 2 学期の学修を総合して評価される「卒業研究」として成績評価を受け、単位を認定する。この場合、昼間コースにおいては 6 単位を学科発展科目に、夜間主コースにおいては 4 単位をコース発展科目にそれぞれ算入する。
- (2) 卒業研究の単位認定において、卒業論文の提出は必要としない。

9. 教員のサバティカル期間中に関する取扱い

- A サバティカル - (6 ヶ月以上 1 年以内の期間)

- (1) 教員は、サバティカル期間中において、小樽商科大学教員のサバティカル研修に関する規程第 8 条第 1 項に基づき、研究指導を行わない場合、サバティカル期間開始前に「研究指導所属変更願」を提出し、所属ゼミ生の転ゼミ手続きを行う必要がある。
- (2) サバティカル期間終了後、転ゼミ手続きを行った学生の研究指導を担当する場合は、すみやかに「研究指導所属変更願」を提出し、再度ゼミ生の転ゼミ手続きを行う。なお、サバティカル期間終了後においても変更後の教員が研究指導を行う場合、またはサバティカル期間中に卒業した場合、転ゼミ手続きを行う必要はない。

- B サバティカル - (6 ヶ月未満の期間)

- (1) サバティカル期間が 6 ヶ月未満の場合においては、原則転ゼミ手続きを行わない。
- (2) 所属ゼミ生の第 4 ユニットに該当する期間にサバティカル期間となる場合は、サバティカル期間開始前に「研究指導所属変更願」を提出し、転ゼミ手続きを行う必要がある。ただし、第 4 ユニット途中 (3 月卒業においては 12 月まで、9 月卒業においては 6 月まで) にサバティカル期間が終了し、研究指導を継続する場合は、この限りでない。

10. 教員の長期 (6 ヶ月以上) 海外渡航期間中に関する取扱い

- (1) 教員のサバティカル期間中に関する取扱い (A サバティカル) に準じる。

11. 教員の長期 (6 ヶ月未満) 海外渡航期間中に関する取扱い

- (1) 教員のサバティカル期間中に関する取扱い (B サバティカル) に準じる。

附 則(平成 26 年 7 月 30 日施行)

この取扱いは、平成 26 年 7 月 30 日から施行する。

附 則(令和 6 年 11 月 27 日施行)

この取扱いは、令和 6 年 11 月 27 日から施行する。